

登録有形文化財（建造物）の登録について

## 登録有形文化財(建造物)の登録について

教育文化課

文化審議会(会長馬淵明子)は、平成28年11月18日(金)開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに177件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申を行いました。

今回の答申の中に本県美馬郡つるぎ町の「別所堂」他9件が含まれています。この結果、官報告示を経て、登録有形文化財(建造物)は、11,040件となり、本県では154件となる予定です。

- 別所堂
- 大泉堂
- 白村堂
- 日浦堂
- 長瀬堂
- 吉良堂
- 皆瀬堂
- 竹屋敷堂
- 引地堂
- 浦山堂

以上10件

全 国	新規登録	累 計
登 録 数	177件	11,040件
関係市町村	52市町村(区)	882市町村(区)
関係都道府県	31都府県	47都道府県

本県関係(詳しくは別添資料参照)

徳 島 県	新規登録	累 計
登 録 数	10件(10箇所)	154件(64箇所)
関係市町村	1町	7市10町

## 端四国（はばしこく）八十八箇所霊場の札所建築

つるぎ町の端山（はばやま）地区を中心に巡るため、端四国と呼ばれる八十八箇所霊場の札所建築。建立年代は、江戸中期から明治期まで異なり、霊場としては近世から近代に立したもの。堂の規模はおおむね方三間で、奥に仏間を設ける。側廻りは開放であったり、建具を建て込んだりと様々。部材の彫刻や向拝の有無、屋根の形状などでそれぞれに特徴が見られる。

名 称	別所堂（べっしょどう）
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字別所 2 5 - 1
年 代	江戸末期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第十一番札所のお堂建築



名 称	大泉堂（おおいずみどう）
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字岡 3 3 5
年 代	江戸中期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第十三番札所のお堂建築



名 称	白村堂（しらむらどう）
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字白村 1 9 4
年 代	天保 1 1 年（1 8 4 0）
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第十四番札所のお堂建築



名 称	日浦堂（ひうらどう）
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字日浦 7 2
年 代	天明8年（1 7 8 8） / 平成24年改修
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第二十六番札所のお堂建築



名 称	長瀬堂（ながせどう）
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字長瀬 1 9 6
年 代	明治 3 0 年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第二十八番札所のお堂建築



名 称	吉良堂 (きらどう)
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字吉良 3 4 6 - 3
年 代	文化7年(1734) /平成17年改修
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第三十番札所のお堂建築



名 称	皆瀬堂 (かいぜどう)
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字皆瀬 1 9 0
年 代	文化13年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第三十四番札所のお堂建築。



名 称	竹屋敷堂 (たけやしきどう)
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字竹屋敷 6 4
年 代	大正元年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第三十五番札所のお堂建築



名 称	引地堂 (ひきちどう)
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字引地 1 6 7
年 代	昭和3年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第三十六番札所のお堂建築



名 称	浦山堂(うらやまどう)
所 在 地	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字浦山 1 2 - 1
年 代	嘉永元年(1848) /昭和43年改修
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	端四国八十八箇所霊場の第三十七番札所のお堂建築



端四国八十八箇所霊場絵図  
(徳島県美馬郡つるぎ町半田  
酒井家文書)